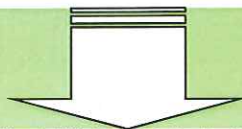


「一人一票」比例代表制(ブロック単位)

衆議院選挙制度改革案

- ① 「一人一票」で真の民主主義国家の実現
- ② 「定数300(180減)」とする新たな比例代表制



【抜本改革案】政党名か現行衆議院地域ブロック毎に政党が示す非拘束名簿記載の候補者名のいずれかを投票する枠組み。政党票・候補者票を政党得票として全国で合算集計した得票に基づき政党毎の議席配分確定
(※)

※ 各政党内でブロック投票に応じ各ブロックへ議席配分。各政党内の各ブロック内で候補者票が多い順に議席確定。無所属も1人政党などとして立候補可能。次期衆議院選挙より導入。

みんなの党
みんなの党

みんなの党案「一人一票比例代表制（ブロック単位）」

◎選挙制度の特徴

- 1)「一人一票」で真の民主主義国家の実現。
- 2) 定数を300とする新たな比例代表制度を次回衆議院選挙より導入する。
- 3) 投票区は現行衆議院比例地域ブロック単位とする。議席は全国ベースの得票に応じて各政党へ配分する。

◎当選者決定までの仕組み

【公示日前】

届出政党:投票区ごとに「非拘束名簿」を作成し、選挙管理委員会に提出



【投票】

有権者:「政党名」又は「名簿にある候補者名」のいずれかを記入し投票



【開票】

投票区(地域ブロック)ごとに集票し、全国ベースで集計して各政党に議席を配分

①各政党の「議席数」を確定

- (1)各党票区の「政党票・候補者票」を政党別に全国で合算集計
- (2)各政党に議席を比例配分(ドント式) → 各政党の「議席数」が確定

②政党別に「どの投票区に何議席配分するか」を得票比で確定

投票区ごとの各党得票数に応じて、各政党に配分された議席を投票区ごとに配分(最大剰余式)

- (1)各政党の投票区得票数/各政党の全国得票総数(候補者票総数と政党票総数)・・・<A>
- (2)各政党の議席数 × <A> → 整数部分を確定議席数とし、残余の議席を小数点以下の大きな順に配分

③地域ブロックごとに、各政党の中で「候補者票」の多い順に当選者を決定

◎その他の選挙制度改革

- ▶自署式投票方式からチェックシート投票方式への変更等、投票様式の見直しを行う。
- ▶ネット選挙の解禁(ネット上での選挙活動の解禁、配布物への証紙制度の廃止)、選挙費用の適正化(選挙管理委員会によるポスター貼付後の掲示板設置等)を図る。
- ▶あわせて、ネット投票(インターネットで投票が可能となるシステムの構築)の実現に向けての検討を開始する。

(参考) 「一人一票比例代表制」(ブロック単位)を導入するメリット

- ◆全国ベースで政党別に議席配分するため、一人一票の実現(一票の格差は生じない)。
- ◆得票率によって各政党の議席率が決定されるため、民意が反映されやすい
- ◆投票区の得票数に応じて議席数が決まり、定数が自動的に見直しされるため、人口流動等による定数の不均衡は生じない
- ◆特定の候補者・政党に有利となるような区割り変更や定数是正を行うなど、人為的な恣意性を排除され、かつ選挙区の区割変更が必要ないため、すぐに実施に移すことが可能である。
- ◆無所属候補も1人政党などで立候補することが可能であり、排除されない。
- ◆投票率が高い投票区ほど議席が増えるなど、投票率が議席数に反映されるため、有権者の投票インセンティブの向上が期待できる